

大牟田市下水処理場等の包括的維持管理業務委託

プロポーザル実施要領

令和4年9月

大 牟 田 市

目 次

1	業務名称.....	1
2	業務の目的.....	1
3	概要.....	1
3.1	対象施設及び履行場所.....	1
3.2	委託範囲.....	1
3.3	委託期間等.....	1
3.4	提案上限価格.....	1
3.5	費用負担.....	1
4	スケジュール.....	2
5	参加の条件等.....	3
5.1	参加者の構成等.....	3
5.1.1	参加者の構成.....	3
5.1.2	構成員の変更.....	3
5.2	参加者の資格要件.....	3
5.2.1	資格要件.....	3
5.2.2	代表企業に関する要件.....	3
5.2.3	参加資格の確認基準日.....	4
5.2.4	参加資格確認後の資格喪失の取扱い.....	4
6	参加資格の手続き等.....	4
6.1	参加資格の確認.....	4
6.1.1	参加資格確認申請時の書類.....	4
6.1.2	提出方法.....	6
6.1.3	受付期間.....	6
6.2	参加資格確認結果等.....	6
6.2.1	参加資格確認結果の通知方法.....	6
6.2.2	参加資格確認結果に関する説明.....	6
6.3	施設調査及び資料閲覧.....	6
6.3.1	申込方法.....	7
6.3.2	期間.....	7
6.3.3	場所.....	7
6.3.4	施設調査日程等.....	7
6.4	プロポーザル実施要領等に関する質問受付及び回答公表.....	7
6.4.1	質問の受付.....	7
6.4.2	回答の公表.....	8
6.5	参加書類の提出.....	8
6.5.1	業務提案書等の提出書類.....	8
6.5.2	業務提案書等の提出書類の提出方法.....	9
6.5.3	提出先.....	10

6.5.4	受付期間.....	10
6.6	応募の辞退.....	10
6.7	公正な募集の確保.....	10
6.8	募集の延期等.....	10
6.9	応募の無効.....	10
7	優先交渉権者の決定.....	11
7.1	審査委員会.....	11
7.1.1	審査方法.....	11
7.1.2	審査委員会の設置.....	11
7.2	ヒアリングの実施.....	11
7.3	評価の基準.....	11
7.4	優先交渉権者の決定.....	11
7.5	参加者が1者であった場合の取扱い.....	12
8	契約の締結.....	12
8.1	契約保証金.....	12
8.2	誓約書の提出.....	12
8.3	費用負担.....	12
9	その他.....	12
9.1	本委託に関する問い合わせ先.....	12
9.2	必要事項等の追加.....	12
9.3	本市が提示する資料等の利用.....	12
9.4	使用言語及び単位.....	12
9.5	著作権.....	12
9.6	提出書類の取扱い.....	13
9.7	業務提案書等提出後の異議申立て.....	13

本プロポーザル実施要領（以下「本書」という。）は、大牟田市（以下「本市」という。）が発注する大牟田市下水処理場等の包括的維持管理業務委託（以下「本委託」という。）について、公募型プロポーザル方式による民間事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うに当たり、必要な事項を定めるものである。本書を含めて、①から④までを以下「プロポーザル実施要領等」という。

- ① 大牟田市下水処理場等の包括的維持管理業務委託業務要求水準書（以下「業務要求水準書」という。）
- ② 大牟田市下水処理場等の包括的維持管理業務委託審査要領（以下「審査要領」という。）
- ③ 大牟田市下水処理場等の包括的維持管理業務委託契約書(案)（以下「業務委託契約書(案)」という。）
- ④ 大牟田市下水処理場等の包括的維持管理業務委託様式集（以下「様式集」という。）

1 業務名称

大牟田市下水処理場等の包括的維持管理業務委託

2 業務の目的

本市は平成24年度より下水処理場等の包括的民間委託を実施し、段階的に業務範囲を広げ、本事業が第4期目にあたる。第4期は委託期間を10年とし、長期包括的民間委託とすることで、ICT技術活用等による効率化やさらなる民間企業の創意工夫を求めるとともに、昨今頻発する豪雨災害への対応力を強化し、下水道サービスレベルの維持・向上を図ることを目的とする。

3 概要

3.1 対象施設及び履行場所

南部浄化センターほか（業務要求水準書別紙2「対象施設の概要」を参照のこと。）
大牟田市岬町1番地14ほか

3.2 委託範囲

委託範囲は、業務要求水準書表1「本委託の対象範囲」を参照のこと。

3.3 委託期間等

契約締結日の翌日から令和15年3月31日までとする。ただし、契約締結日の翌日から令和5年3月31日までは引継期間とし、業務履行期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までとする。

なお、引継期間内に係る経費は受託者の負担とする。

3.4 提案上限価格

金6,962,790,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

3.5 費用負担

参加表明書及び提案書類の作成等に必要費用は、参加者の負担とする。

4 スケジュール

本委託のスケジュールは、表 1「事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）」のとおりとする。

なお、日程に変更が生じた場合は、速やかに 6.4.2 に示す本市企業局ホームページで公表する。

表 1 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

項 目	日 程
プロポーザル実施要領、業務要求水準書及び様式集の公表	令和 4 年 9 月 2 7 日（火）
施設調査及び資料閲覧申込みの受付期間	令和 4 年 1 0 月 3 日（月）から 令和 4 年 1 0 月 1 4 日（金）まで
施設調査及び資料閲覧期間	令和 4 年 1 0 月 1 1 日（火）から 令和 4 年 1 1 月 1 1 日（金）まで
プロポーザル実施要領等に関する質問受付締切（参加資格に関するもの）	令和 4 年 1 0 月 1 4 日（金）
質問回答公表（参加資格に関するもの）	令和 4 年 1 0 月 2 8 日（金）
審査要領及び契約書（案）の公表	令和 4 年 1 0 月下旬
プロポーザル実施要領等に関する質問受付締切（参加資格に関するもの以外）	令和 4 年 1 1 月 4 日（金）
参加資格確認申請書類の受付期間	令和 4 年 1 0 月 2 8 日（金）から 令和 4 年 1 1 月 1 1 日（金）まで
参加資格確認結果の通知発送	令和 4 年 1 1 月 1 8 日（金）
質問回答の最終公表（参加資格に関するもの以外）	令和 4 年 1 1 月 2 5 日（金）
提案書類の受付期間	令和 4 年 1 2 月 1 日（木）から 令和 4 年 1 2 月 1 6 日（金）まで
ヒアリングの案内通知発送	令和 4 年 1 2 月 2 3 日（金）
ヒアリングの実施	令和 5 年 1 月 1 3 日（金）
優先交渉権者の決定	令和 5 年 1 月 1 3 日（金）
優先交渉権者の決定結果通知発送	令和 5 年 1 月 1 6 日（月）
審査結果の公表	令和 5 年 1 月下旬
業務委託契約の締結	令和 5 年 2 月上旬予定
委託期間等	契約締結日の翌日から令和 1 5 年 3 月 3 1 日まで（契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 3 1 日までは引継期間、令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 5 年 3 月 3 1 日までは業務履行期間とする。）

5 参加の条件等

5.1 参加者の構成等

5.1.1 参加者の構成

参加者は、単独企業又は複数の企業により構成されるグループ（以下「グループ」という。）とする。グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の数の上限は任意とするが、構成員は本委託の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。グループは構成員の中から代表企業 1 社を定め、代表企業が参加の申請及び手続きを行う。参加者である単独企業及び構成員は、他のグループの構成員になることができない。

5.1.2 構成員の変更

業務提案書の受付締切日以降は、構成員の変更は認めない。ただし、参加資格確認後に代表企業以外の構成員が資格を喪失した場合は、5.2.4 に従い構成員の追加を認める。

5.2 参加者の資格要件

5.2.1 資格要件

- a) 単独企業又は構成員は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、次の要件を満たすこと。
- 1) 大牟田市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - 3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。又は再生手続をなしていないもの。
 - 4) 国税、県税及び市町村税に未納の税額がないこと。
 - 5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。
 - 6) 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。
- b) グループは、構成員の少なくとも 1 社が大牟田市内に本店又は支店が所在する法人であること。ただし、この大牟田市内に本店又は支店が所在する構成員は、参加資格の確認基準日の時点で会社設立後 3 年以上を経過していることが必要であるが、代表企業である必要はない。
- c) 審査委員会の委員が属する組織及び企業が、単独企業又は構成員の組織でないこと及び企業の株式等を保有していないこと並びに役員等でないこと。
- d) 構成員は、本市が本委託の契約等支援業務を委託している者（株式会社 N J S）及び当該契約等支援業務において上記の者と提携関係にある者（岩本法律事務所（東京都新宿区 代表弁護士：岩本昌子））並びにこれらの者が、単独企業又は構成員の組織でないこと及び企業の株式等を保有していないこと並びに役員等でないこと。

5.2.2 単独企業又は代表企業に関する要件

単独企業又は代表企業は、次の要件の全てを満たすこと。

- a) 福岡県内に本店又は支店が所在する法人であること。
- b) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に基づく合流式の終末処理場（標準活性汚泥法の施設に限る。）及び標準活性汚泥法（変法（高度処理型）を含む。）の 10,000 m³/日以上処理

能力を有する終末処理場において、それぞれ水処理施設及び汚泥処理施設双方の維持管理業務を過去５ヶ年の間（平成２９年９月以降とする。）に履行した実績（参加資格確認申請書類の受付締切日現在で履行を継続中の業務でも可とする。）を有すること。

- c) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和６２年建設省告示第１３４８号）に基づく下水道処理施設維持管理業者登録を有すること。
- d) 現場業務を総括する総括現場責任者として、下水道法第２２条第２項に係る有資格者を１名専任で配置すること。

5.2.3 参加資格の確認基準日

参加資格の確認基準日は、参加資格確認申請書類の受付締切日とする。（令和４年１１月１１日（金））

5.2.4 参加資格確認後の資格喪失の取扱い

参加者である単独企業並びにグループの代表企業が、委託契約の締結日までの間に 5.2.1 の資格要件を欠くにいたった場合、当該単独企業並びにグループは失格とする。

また、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該企業は失格とする。この場合当該企業が請け負い、又は受託する予定であった業務について新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。

6 参加資格の手続き等

6.1 参加資格の確認

6.1.1 参加資格確認申請時の書類

参加希望者は、参加資格の確認に必要な書類（表２「参加資格確認申請時の提出書類」参照）を各１部提出すること。

表２ 参加資格確認申請時の提出書類

提出書類	代表企業	その他の構成員	留意事項
参加資格確認申請時提出書類一覧表	○	—	様式１号
参加表明書	○	—	様式２号
参加資格確認申請書	○	—	様式３号
参加者の構成員一覧表	○	—	様式４号（単独企業の場合は不要）
委任状（各構成員から代表企業への委任状）	○	○	様式５号（単独企業の場合は不要）
委任状（代理人への委任状）	○	—	様式６号 代理人の身分を証明するもの（顔写真付き）を持参すること。
登記事項証明書	○	○	公告日以降に交付されたものを提出すること。
定款	○	○	最新のものを提出すること。
会社概要	○	○	様式７号

提出書類	代表企業	その他の 構成員	留意事項
直近決算年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書	○	○	会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項に規定されたものを提出すること。
国税等（法人税、消費税及び地方消費税）に係る納税証明書	○	○	公告日以降に交付された納税証明書「その3の3」を提出すること。
県税に係る納税証明書	○	○	公告日以降に交付された、本店所在地の直近1ヶ年度分の県税に係る納税証明書を提出すること。
市町村税に係る納税証明書	○	○	公告日以降に交付された、本店所在地の直近1ヶ年度分の市町村税に係る納税証明書を提出すること。
合流式の終末処理場及び10,000m ³ /日以上処理能力を有する終末処理場において、それぞれ水処理施設と汚泥処理施設双方の維持管理業務実績を証明する書類	○	—	代表企業が提出すること。平成29年9月以降の維持管理業務実績を確認できる履行証明書の原本、仕様書等の写し（1件以上）を提出すること。
下水道処理施設維持管理業者登録証の写し	○	—	
総括現場責任者調書	○	—	様式8号
複数企業により構成されるグループに関する協定書又はそれに準ずる覚書	○	—	代表企業が複数企業により構成されるグループに関する協定書又はそれに準ずる覚書を提出すること。
印鑑証明書	○	○	参加資格確認申請書類提出日の3ヶ月以内のものを提出すること。
役員等名簿及び照会承諾書	○	○	様式9号 ※様式9号記載要領 ア 事業者が、株式会社については取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）、合名会社又は合同会社については社員、合資会社については無限責任社員、社団法人又は財団法人については、理事（代表理事を含む。）に該当する者を、前文に掲げる以外の事業者については、前文に掲げる役職に相当する地位にある者を記載すること。 イ 法人格を有しない事業者については、代表者及び団体の規約におい

提出書類	代表企業 構成員 その他の	留意事項
		て重要な意思決定に直接関与することとされる者を記載すること。 ウ ア並びにイに掲げる者のほか、支配人を置く場合は支配人、支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長、営業所長その他の者を記載すること。

(注) ○は提出が必要な書類

6.1.2 提出方法

下記に示す場所に持参により提出すること。

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地
大牟田市企業局 施設課

6.1.3 受付期間

令和4年10月28日（金）から令和4年11月11日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

6.2 参加資格確認結果等

6.2.1 参加資格確認結果の通知方法

参加資格確認結果については、令和4年11月18日（金）に代表企業に宛ててメール及び郵送により通知する。

6.2.2 参加資格確認結果に関する説明

参加資格を有していない旨の通知を受けた者は、6.4.1に示すメールアドレスに宛てて参加資格確認結果に関する説明申請書（様式10号）を提出することにより、その理由の説明を求めることができる。ただし、提出期限は令和4年11月25日（金）午後5時までとする。

なお、提出期限までに説明を求めた者に対して、令和4年12月2日（金）までにメールにより回答する。

6.3 施設調査及び資料閲覧

本委託に関する施設調査及び資料閲覧を次の要領で行う。

なお、閲覧が可能な資料は、表3「閲覧可能資料」に示すとおりとし、紙資料での閲覧を原則とするが、一部の資料については、6.1.2に記載した場所において、電子データを収納したCD-ROMの貸出も行う。

表 3 閲覧可能資料

番号	名 称
1	企業局下水道事業概要（令和３年度）
2	きぎょう統計（平成２８年度～令和２年度）
3	大牟田市下水道維持管理年報（平成２８年度～令和２年度）
4	ユーティリティ（電気・水道・ガス・通信・薬品）（平成２９年度～令和３年度）
5	委託費・修繕費（平成２９年度～令和３年度）
6	水質定例検査結果（北部浄化センター・南部浄化センター／令和３年度）
7	汚泥試験結果（北部浄化センター・南部浄化センター／令和３年度）
8	合流改善運転記録表（平成２９年度～令和３年度）
9	完成図書（南部浄化センター・北部浄化センター）
10	完成図書（浜田町ポンプ場・明治ポンプ場・諏訪ポンプ場・三川ポンプ場・駛馬調整池管理ポンプ場・船津ポンプ場・大黒町ポンプ場）
11	完成図書（マンホールポンプ場）
12	維持管理業務報告書（年報）（平成２９年度～令和３年度）
13	維持管理業務報告書（月報）（平成２９年度～令和３年度）
14	マンホールポンプ設備台帳
15	点検委託報告書（全施設）
16	故障修繕報告書（全施設）
17	大牟田市下水道ストックマネジメント計画
18	大牟田市企業局樋門等の操作規則

6.3.1 申込方法

施設調査及び資料閲覧を希望する者は、施設調査及び資料閲覧申込書（様式１１号）に必要事項を記入のうえ、令和４年１０月３日（月）から令和４年１０月１４日（金）までに 6.4.1 に示すメールアドレスに電子メールで提出すること。

6.3.2 期間

施設調査及び資料閲覧期間は、令和４年１０月１１日（火）から令和４年１１月１１日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号。祝日法に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

6.3.3 場所

資料閲覧は、南部浄化センター管理棟で行う。

6.3.4 施設調査日程等

施設調査及び資料閲覧の日時については本市が指定し、施設調査及び資料閲覧申込書（様式１１号）に記載された担当者に連絡する。なお、希望日時に添えない場合は別途調整する。

6.4 プロポーザル実施要領等に関する質問受付及び回答公表

6.4.1 質問の受付

プロポーザル実施要領等について質問がある場合は、プロポーザル実施要領等に関する質

問書（様式１２号）に記入の上、下記に示す宛先に電子メールで提出すること。ファイル形式はマイクロソフト・ワード（２０１０）形式とする。

メールアドレス：e-houkatu01@city.omuta.fukuoka.jp

ア 参加資格に関するもの 令和４年１０月１４日（金）午後５時まで

イ 参加資格に関するもの以外 令和４年１１月 ４日（金）午後５時まで

6.4.2 回答の公表

質問に対する回答は、本市企業局のホームページで公表する。回答に当たっては質問者を匿名化する。本市企業局のホームページのURLは次のとおりである。

企業局ホームページ：<http://www.city.omuta.lg.jp/kigyokyoku/>

ア 参加資格に関するもの 令和４年１０月２８日（金）

イ 参加資格に関するもの以外 令和４年１１月２５日（金）

6.5 参加書類の提出

6.2.1において参加資格がある旨の通知を受けた参加者は、応募に参加することができる。

6.5.1 業務提案書等の提出書類

表 ４「業務提案書等の提出書類」に示す書類を提出すること。

表 4 業務提案書等の提出書類

提出書類	様式	部数	留意事項	
業務提案書等の提出書類一覧表	様式 1 3 号	1 部		
確約書	様式 1 4 号	1 部		
業務提案書提出届	様式 1 5 号	1 部		
業務提案書	様式 1 6 - 1 号	1 部	ア 事業者が特定できるような表現は用いないこと。 イ A 4 判縦又は A 3 判横で作成し、横書きで記載すること。A 4 判は両面印刷、A 3 判は片面印刷とし、A 4 判に折り畳んで添付すること。 ウ 様式 1 7 - 1 号から様式 1 7 - 8 号までについては、文字の書体は M S 明朝体、文字のサイズは 1 0 ポイントとすること。ただし、図表中の文字サイズはこの限りでない。 エ 簡潔かつ明瞭に記述すること。 オ 各提案書では、添付資料の参照箇所を明示すること。 カ 業務提案書については、電子データが保存されている C D - R O M を 1 セット提出すること。	
	様式 1 6 - 2 号	1 7 部		
	様式 1 7 - 1 号から 様式 1 7 - 8 号まで	1 8 部		
				1 業務の実施方針、業務体制
				2 運転管理業務
				3 保守管理業務
				4 水質管理業務
				5 災害・事故・非常時対応業務
				6 委託期間終了時の引継ぎ
				7 セルフモニタリング業務
8 その他				
9 添付資料				
水質管理業務責任者調書	様式 1 8 号	1 部		
参考見積書	様式 1 9 号	1 部		

6.5.2 業務提案書等の提出書類の提出方法

業務提案書等の提出書類一覧表（様式 1 3 号）、確約書（様式 1 4 号）、業務提案書提出届（様式 1 5 号）、業務提案書（様式 1 6 - 1 号から様式 1 7 - 8 号まで）、水質管理業務責任

者調書（様式１８号）及び参考見積書（様式１９号）は、下記 6.5.3 に示す場所に持参すること。持参以外の方法による提出は認めない。

6.5.3 提出先

〒８３６－８６６６ 大牟田市有明町２丁目３番地
大牟田市企業局 施設課

6.5.4 受付期間

業務提案書等の提出書類一覧表（様式１３号）、確約書（様式１４号）、業務提案書提出届（様式１５号）、業務提案書（様式１６－１号から様式１７－８号まで）、水質管理業務責任者調書（様式１８号）及び参考見積書（様式１９号）は、令和４年１２月１日（木）から令和４年１２月１６日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までに持参すること。ただし、正午から午後１時までを除く。

6.6 応募の辞退

参加者は、業務提案書等の受付期限の前日まで随時応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、参加辞退届（様式２０号）を 6.5.3 に示す場所に持参すること。受付は午前９時から午後５時までとする。ただし、正午から午後１時までを除く。持参以外の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、委任状（様式６号）を持参すること。

6.7 公正な募集の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に抵触する行為を行ってはならない。

6.8 募集の延期等

本市は、次の場合には、応募の延期又は中止をする。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、本市は、その賠償の責を負わない。

- ① 参加者が連合し又は不穏の行動をなす等、募集を公平に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、公正な募集が行えないと認められるとき。

6.9 応募の無効

次のいずれかに該当する場合、その応募は無効とする。

- ① 参加資格のない者が業務提案書等を提出したとき。
- ② 提出期限までに業務提案書等を提出しなかったとき。
- ③ 提案上限価格を上回る価格の見積書を提出したとき。
- ④ 業務要求水準書に示す要求水準を満たしていないと認められる業務提案書を提出したとき。
- ⑤ 虚偽の書類を提出したとき。

7 優先交渉権者の決定

7.1 審査委員会

7.1.1 審査方法

本委託では、事業者の有する専門的な知識やノウハウを活用することが必要であることから、事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、業務提案による技術面等の非価格要素とともに提示された参考見積価格を総合的に評価するものとする。

7.1.2 審査委員会の設置

本市では、優先交渉権者の選定に当たり、公平性及び透明性を確保し、専門的知見に基づいて審査を実施するため、大牟田市下水処理場等の包括的維持管理業務委託審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の委員は、表 5「委員会の委員」のとおりとする。

なお、参加者が優先交渉権者の決定前までに、本委託について委員会の委員に直接間接を問わず接触を試みた場合は失格とする。ただし、現に履行している業務に係る協議等は除く。

表 5 委員会の委員（敬称略）

氏 名	所 属
山崎 惟義	福岡大学 名誉教授 工学博士
三重野 辰巳	大分市上下水道局 上下水道部下水道施設管理課 課長
川崎 智寛	株式会社川崎会計 代表取締役 公認会計士・税理士
弘島 和則	大牟田市企業局 副参与
飛松 修一	大牟田市企業局 施設課長
浅名 孝昭	大牟田市企業局 施設課水質担当課長

7.2 ヒアリングの実施

委員会及び本市は参加者に対して、業務提案書の提案内容について、ヒアリングを実施する。1参加者のヒアリング所要時間は、概要説明10分、質疑応答40分とする。代表企業は、ヒアリング参加者届出書（様式21号）を令和4年12月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に6.5.3に示す場所に提出すること（郵送の場合は、当日必着のこと）。

なお、日時及び場所については、本市より代表企業へ別途通知する。

7.3 評価の基準

事業者選定に当たっての評価の基準は、後日公表する審査要領に示すものとする。

7.4 優先交渉権者の決定

委員会は、審査要領に基づく審査により優秀提案者を選定する。当該優秀提案者の選定結果を踏まえ、本市は優先交渉権者を決定し契約交渉を行う。

① 評価方針

評価は技術点と価格点の合計にて行うものとし、技術点7割、価格点3割程度を目途とする。

② 選考結果の通知等

本市は、優先交渉権者の決定結果を直ちに代表企業に通知する。また、審査結果については、速やかに本市企業局ホームページにて公表する。

なお、電話等による問合せには応じない。

7.5 参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合も、審査要領に従い審査を行う。

8 契約の締結

本市は、優先交渉権者との間で業務委託契約書（案）に基づき、契約を締結する。

8.1 契約保証金

契約保証金は、委託料総額の100分の10以上とする。ただし、担保となる有価証券等（国債、地方債又は銀行等が振り出し、又は支払い保証をした小切手等）の提供、又はこの契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行等の保証を付したときは、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。また、公共工事履行保証証券による保証又は債務不履行により生じる損害を補てんする履行保証保険契約の締結による保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

8.2 誓約書の提出

優先交渉権者は、業務委託契約の締結に際して、業務委託契約書に添付する、本市に暴力団排除条項等を承諾した旨の「誓約書」を提出しなければならない。

8.3 費用負担

業務委託契約書の作成等に必要となる費用は、優先交渉権者の負担とする。

9 その他

9.1 本委託に関する問い合わせ先

大牟田市企業局 施設課

所在地 〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話 0944-41-2850

ファクシミリ 0944-41-2842

メールアドレス：e-houkatu01@city.omuta.fukuoka.jp

企業局ホームページ：<http://www.city.omuta.lg.jp/kigyoukyoku/>

9.2 必要事項等の追加

本書に定める事項以外に必要な事項が生じた場合は、参加資格確認結果の通知前においては、本市企業局ホームページを通じて、また、参加資格確認結果の通知後においては、代表企業に宛てて通知する。

9.3 本市が提示する資料等の利用

本市が提示する資料等は、募集に当たっての検討以外の目的で使用することを禁止する。

9.4 使用言語及び単位

提出書類は日本語で記載し、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。また、通貨単位は日本円とする。

9.5 著作権

提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市が公表、展示及びその他本委託に関し必要と認める場合は、本市はこれが無償で利用できるものとする。

9.6 提出書類の取扱い

提出書類は返却しないものとする。

9.7 業務提案書等提出後の異議申立て

参加者は、業務提案書等の提出後において、異議申立てはできないものとする。